

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

なお、本件入札に係る落札及び契約締結は、当契約に係る令和 8 年度予算が成立し、予算執行が可能となることを条件とします。

令和 8 年 2 月 6 日

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁

入札説明書

1 入札に付する事項

(1) 件 名

乾式電子複写機複写サービス（単価契約）

(2) 契約内容

乾式電子複写機 1 台に係る複写サービスの単価契約

予定数量 16,000 枚（契約期間における 1 台の 1 か月当たり複写見込枚数）

なお、入札金額には、複写機を正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写に必要なすべての消耗品（コピー用紙及びステープル針を除く）の費用を含むものとする。

(3) 乾式電子複写機の仕様

別添、「乾式電子複写機（モノクロ）仕様書」のとおり

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

(5) 納入場所

愛媛地方税滞納整理機構

松山市一番町四丁目 1 番地 2 愛媛県自治会館 4 階

(6) 入札方法

ア 入札は、郵便入札により行う。

イ 入札は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札金額は、1 枚当たりの単価（消費税抜きで小数点以下第 2 位まで記入）で行う。

(7) 契約金額と支払金額

落札者が入札書に記載した金額を契約金額とし、その代金の支払いは、契約金額に利用枚数を乗じた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てた金額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)により行う。

(8) その他

上記1(2)に記載した予定数量は、直近の1年間の実績から平均を算出した見込値であり、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

2 入札参加者に必要な資格

令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿(以下、「県入札参加資格名簿」。)に登録されている者又は愛媛地方税滞納整理機構会計規則(平成18年機構規則第10号。以下、「機構規則」。)に基づき、入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 地方団体の徴収金(地方税、延滞金等)を完納していること。
- (5) 令和3年4月1日以降、官公庁と今回の入札対象と類似の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、愛媛地方税滞納整理機構から当該書類の内容に説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 必要書類

ア 入札参加資格確認書(様式第1号)

イ 保守体制表(任意様式。A4用紙1枚以内に具体的に記載)

(2) 提出期限

令和8年2月16日(月)午前11時まで(必着)

(3) 書類の提出方法・提出先

持参又は簡易書留等による郵送

提出先は、下記4(2)

(4) 確認結果の通知

書類提出後、令和8年2月17日(火)午後5時までに郵便又は電子メール等で通知する。

4 入札書の提出先・提出期限等

(1) 入札書の提出方法

入札書（様式第2号）を郵便（一般書留・簡易書留に限る。）で提出する。

なお、郵送が困難な場合等においては、持参も認める。

(2) 入札書の提出先

愛媛地方税滞納整理機構 総務課

〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目1番地2（愛媛県自治会館4階）

電話 (089) 913-5886

(3) 入札書の提出期限

令和8年2月25日（水）午後4時まで（必着）

(4) 入札（開札）の日時及び場所

令和8年2月26日（木）午前11時

愛媛地方税滞納整理機構会議室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ抽選により落札者を決定する。

(6) 再度入札

再度入札は2回まで行うものとする。

(7) 県入札参加資格名簿に登録がされていない者が入札に参加する場合

4(2)に掲げる場所において、機構規則第53条第2項に定める申請様式の交付を受け、令和8年2月16日（月）午前11時までに関係書類を提出しなければならない。

(8) 郵便入札の方法等について

「郵便入札について」のとおり

【問い合わせ先】

〒790-0001 愛媛県松山市一番町四丁目1番地2（愛媛県自治会館4階）

愛媛地方税滞納整理機構 総務課（担当 岡田）

TEL：089-913-5886 FAX：089-941-7593

電子メール：e-kikou@ehime-kikou.jp